

福岡市子ども習い事応援事業 参画事業者募集要項

福岡市では、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されずに、個性や能力を伸ばし、自己肯定感を育めるよう、文化・スポーツ教室、学習塾等で利用できる電子クーポン（以下「クーポン」という。）を交付し、習い事の費用を助成する「福岡市子ども習い事応援事業」を実施します。

つきましては、本事業において、クーポンが利用できる教室等事業者（以下「参画事業者」という。）の登録を受け付けます。数多くの事業者様が登録いただくことで、本事業の目的を果たすことができると考えておりますので、積極的な参画をお願いします。

なお、本事業は株式会社日本旅行及びGigi株式会社が受託運営しております。

1. 本事業の概要

(1) 交付対象者（助成対象者）

福岡市内在住で生活保護または児童扶養手当を受給している世帯のうち、小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者

(2) クーポン利用期間及び交付額

・利用期間

毎年4月～翌年3月の各月

・交付額

子ども一人あたり月額1万円分（毎月月初に交付。有効期間1カ月）

(3) クーポンの交付方式

- ・オンラインで利用できるクーポンを交付します（電子クーポン）。利用者および参画事業者は、パソコンやスマートフォン等のインターネットに接続できる機器で利用手続きを行います。
- ・WEB利用環境がなく電子クーポンを利用できない助成対象者に対しては、偽造防止を施した紙クーポンを交付します。

(4) その他注意事項

- ・利用者は、クーポンの利用に際し参画事業者から釣銭を受け取ることはできません。
- ・クーポンは、現金または金券等との引換えはできません。
- ・クーポンの有効期間は発行月の月末までです。有効期間終了後は利用することはできません。
- ・クーポンは交付された本人しか利用できません。

2. 参画事業者の登録について

クーポンを取り扱うには、参画事業者登録申請手続きが必要です。次の「(1)登録条件」に該当することを確認のうえ、「(2)①登録申請」を行ってください。

(1) 登録条件

次のすべてを満たしていることを登録の条件とします。

- ① 小学5年生から中学3年生を対象に含むサービスを、その内容と価格を明示し、有償で提供してい

る民間の事業者等（法人、任意団体、個人事業主等を含む）であること。

② 提供するサービスが、次のいずれかに該当すること。 ※下記【参考】参照

ア. 文化活動またはスポーツ活動の訓練、練習、稽古、その他指導を行うプログラムで、小・中学校の指導要領で取り扱われている種目・分野に関するもの及びそれに準じると福岡市が認めるもの
 イ. 集団または個別に補習、進学指導等の学習支援を行うプログラム

③ 次のいずれかの条件を満たすこと。

ア. 教室型：特定の教室等に生徒を集め、集団または個別に指導を行うもの

イ. 訪問型：登録または雇用した教師等を派遣し、生徒の自宅等に訪問して指導を行うもの（個人が自ら開業し生徒と直接契約する形態及び教師等を紹介し個人契約を斡旋する形態は含まない）

ウ. 通信型：特定の事業所に生徒を集めずに、インターネットや郵便等の通信手段を用いて指導を行うもの（教師等を紹介し個人契約を斡旋する形態は含まない）

④ 教室型及び訪問型については、福岡市内に教室または事業所を有し（※）、通信型については日本国内に事業所を有する法人事業者であること。

※ 助成対象者の利用希望がある場合に限り、福岡市外に教室及び事業所がある場合も対象とすることができる。

⑤ 提供するサービスの対象者を特定の個人に限定せず、広く一般の利用を受け付けていること。

⑥ 代表者が明確であり、本事業の遂行能力が見込まれるものであること。

⑦ 個人情報の保護について万全を期していること。

⑧ 政治活動（特定の政治思想を支持または反対するために行われる活動及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推進、支持または反対する活動）または宗教活動（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する活動）を主たる目的としていないこと。

⑨ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団をいう。以下同じ。）及びそれらの利益となる活動を行う者並びにこれらに準じる者が事業者の中にいないこと。

⑩ 公序良俗に反する活動をしていないこと。

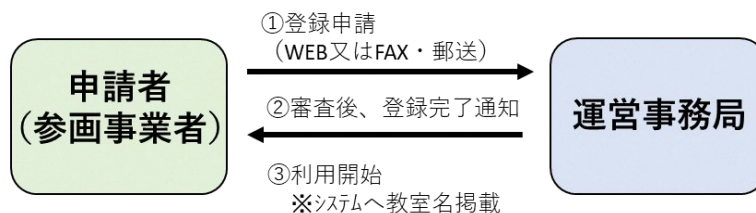
⑪ 本募集要項並びに関係法令を遵守すること。

【参考】 習い事の例

区 分	主な分野（例）	サービスの提供方法	クーポン対象費用
文化教室	ピアノ、ギター、その他音楽 美術、書写、調理、手芸、工 作、そろばん、パソコン 等	・ 教室型 ・ 訪問型 ・ 通信型	①初期費用（入会金、入学金、入塾テスト代等） ②月謝、受講料 ③試験料、学力テスト料等 ④通信費用 ⑤道具、教材、教具代 ⑥ユニフォーム、制服代 ⑦その他 福岡市が必要と認めるもの ※上記はレッスンや授業を受けるために参画事業者を支払うものに限り対象とし、 <u>参画事業者以外へ支払うものは対象外。</u>
スポーツ教室	水泳、体操、野球、サッカー、 バスケットボール、バレー ボール、卓球、テニス、バド ミントン、柔道、空手、剣道、 ダンス、等		
学習塾等	学習塾、家庭教師、英語塾・ 英会話教室、オンライン学 習塾・オンライン家庭教室 等		

(2) 登録申請から利用開始までの流れ

登録申請から利用開始（システムへの教室名掲載）までは下記のフローとなります。



① 登録申請

必要書類をご準備のうえ、次頁の登録フォームより必要事項を入力し申請を行ってください。

なお、同一事業者で複数の事業所を登録する場合、教室単位で登録申請を行っていただきますが、必要書類は同一のもので構いません。

◆ 必要書類（審査の過程で電子ファイルにて収集します）

ア. 振込先確認書類：振込先銀行通帳の1ページ目（表紙を開いて振込先の銀行・支店・口座番号・名義人が全て記載されているページ）。なお、名義人は以下に限りです。

法人	「法人名義」または「法人名+法人代表者名義」
任意団体	「団体代表者名義」または「屋号+団体代表者名義」
個人事業主	「申請者本人」または「屋号+申請者名義」

イ. 事業実態確認書類：以下のうち申請者の区分に応じて、以下のいずれか

法人	法人の登記簿謄本または登記事項証明書の写し【発行後3カ月以内のもの】
任意団体	直近の法人納税証明書（その2） ただし、事業開始後1事業年度未満等の理由で、法人納税証明書の提出が困難な場合は、次のいずれかの書類を提出。 ・収益事業開始届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの） ・その他、福岡市が事業の実態を確認できると認めた書類
個人事業主	直近の所得税確定申告書の写し（第一表と第二表（控）の写しで所轄税務署の受付印のあるもの） ただし、事業開始後1事業年度未満等の理由で、所得税確定申告書の写しの提出が困難な場合は、次のいずれかの書類を提出 ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの） ・その他、福岡市が事業の実態を確認できると認めた書類

※書類にマイナンバーが記載されている場合は判別できないようにして提出してください。

ウ. 代表者等確認書類：以下のうち申請者の区分に応じて、以下のいずれか

法人	印鑑証明【取得から1年以内】 ※ア. 振込先確認書類の代表者名義に記載の氏名・法人のものに限る
任意団体・個人事業主	次のいずれかの書類 ・印鑑証明【取得から1年以内】 ※ア. 振込先確認書類の代表者名義に記載の氏名・法人のものに限る ・公共料金の領収書【発行から1年以内】 ※イ. 事業実態確認書類に記載の氏名・法人名と、住所と同一の記載があるものに限る ・身分証明書

	※イ. 事業実態確認書類に記載のある氏名の運転免許証・パスポート・健康保険証のいずれかに限る
--	--

※書類にマイナンバーが記載されている場合は判別できないようにして提出してください。

◆ 参画事業者登録フォーム



左記 QR コードからまたは[コチラ](#)から、登録フォームを開いてご登録下さい。

※WEB での申請が難しい場合は、別紙「参画事業者登録申請書」に必要事項を記入し、郵送または F A X で下記宛に提出ください。(必要書類については、別途本事業の管理システムで収集する為、連絡等に必要なメールアドレスを必ず記載ください)

【F A Xの場合】 0 9 2 - 4 5 1 - 0 5 5 0

【郵送の場合】 福岡市子ども習い事応援事業 運営事務局

〒810-0041 福岡市中央区大名1丁目4-24-103 Gigi 株式会社 宛

◆ 登録申請の受付について

随時受付を行っております。

なお、審査には一定のお時間をいただいておりますので、余裕をもって申請いただきますようお願いいたします。

② 審査・登録完了通知について

申請内容及び提出書類をもとに、運営事務局にて登録条件に該当するかどうか等の審査を行います。

ア. 審査は本募集要項の「2(1)登録条件」に準じて行います。書類不備や不明点等がある場合は事務局より問合せをさせていただきます。

イ. 審査を通過した事業者には登録完了の通知をメールにて送付します(メールがない事業者には郵送にてお知らせいたします)。その際に、今回の電子クーポンシステムの事業者用の機能のログイン ID・PW、利用方法のご案内等を同送いたします。

ウ. 「2(1)登録条件」を満たさない場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、登録を認めないことがあります。

- ・登録申請内容(添付書類を含む。以下同じ。)に虚偽、その他不実の記載が認められたとき。
- ・登録申請内容に入力・記載漏れ、その他の不備が認められたとき。
- ・本募集要項に違反したとき(過去に違反した場合を含む)。
- ・上記アの事務局からの問合せ等に際し、「2(1)登録条件」を満たすことが確認できないとき。

③ 利用開始(システムへの教室名掲載)

登録完了後は本事業の電子クーポンシステムへ教室名が掲載されます。

各事業者にて生徒を募集する内容や金額等をメニュー登録することも可能です。ご活用下さい。

④ その他

福岡市または運営事務局は、参画事業者の名称、所在地、連絡先、サービス内容等の情報を、書面またはホームページにおいて公開することができるものとします。

3. 登録内容の変更・取消について

(1) 登録内容の変更等

- ・登録内容に変更が生じた場合は「登録申請内容変更届」を、登録を抹消したい場合は「登録抹消届」を運営事務局宛てに提出してください。事務局にて変更または抹消の処理をいたします。
- ・届出がなかったことにより、福岡市及び運営事務局からの通知、送付書類、振込金その他が延着または不到着となっても、通常到着すべきときに参画事業者に到着したものとみなします。また、この場合において、参画事業者と第三者との間で紛争が生じた場合、自らの責任において解決するものとし、福岡市及び運営事務局の責によらずに延着、不到着の事態が生じた場合も同様とします。

(2) 登録の取消

参画事業者が次のいずれかに該当するときは、福岡市は参画事業者の登録を取り消すことができるものとします。なお、これにより福岡市及び運営事務局に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害を賠償しなければなりません。

① 取消事由

- ・登録申請内容（上記登録内容の変更を含む。）を偽って記載したことが判明したとき。
- ・「2(1)登録条件」に定める事項を満たさなくなったとき。
- ・政治教育（特定の政治思想を支持または反対するために行われる教育及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推薦、支持または反対する教育）または宗教教育（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する教育）を行い、クーポンによりそのサービス対価の支払いを受けたとき。
- ・参画事業者の代表者もしくはその従業員等、その他参画事業者の関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法その他の法令、条例等に違反したとき、または行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、福岡市が登録の取消しが相当と判断したとき。
- ・監督官庁から営業の停止または取消しの処分を受けたとき。
- ・「(1)登録内容の変更等」に反し、変更届等の必要な書類の提出を怠り、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該書類を提出しないとき。
- ・「5(1)クーポン利用に関する原則」に反し、福岡市に対する義務の履行を怠り、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該義務の履行をしないとき。
- ・「7(1)地位の譲渡・債権の譲渡の禁止」に反し、参画事業者の地位を第三者に譲渡したとき。
- ・利用者からの苦情、その他外部から得た情報等をもとに、福岡市が参画事業者として不相当と認めるとき。
- ・参画事業者が登録された所在地に実在しないとき、または登録された連絡先に福岡市及び運営事務局から連絡ができないとき。
- ・参画事業者が行うクーポン利用にかかる請求に疑義があり、福岡市が参画事業者として不相当と認めるとき。
- ・参画事業者が利用者の換金行為に加担するなど、不適切な利用者へのサービス提供を行っているとき福岡市が判断したとき。
- ・参画事業者の故意、過失の有無にかかわらず、「7(2)個人情報の保護等」に示す個人情報が第三者に提供、開示されもしくは漏えいする事故が生じたとき福岡市が判断したとき。
- ・参画事業者が提供したサービスにおいて事故等が発生し、利用者または第三者に重大な損害を与えたとき。

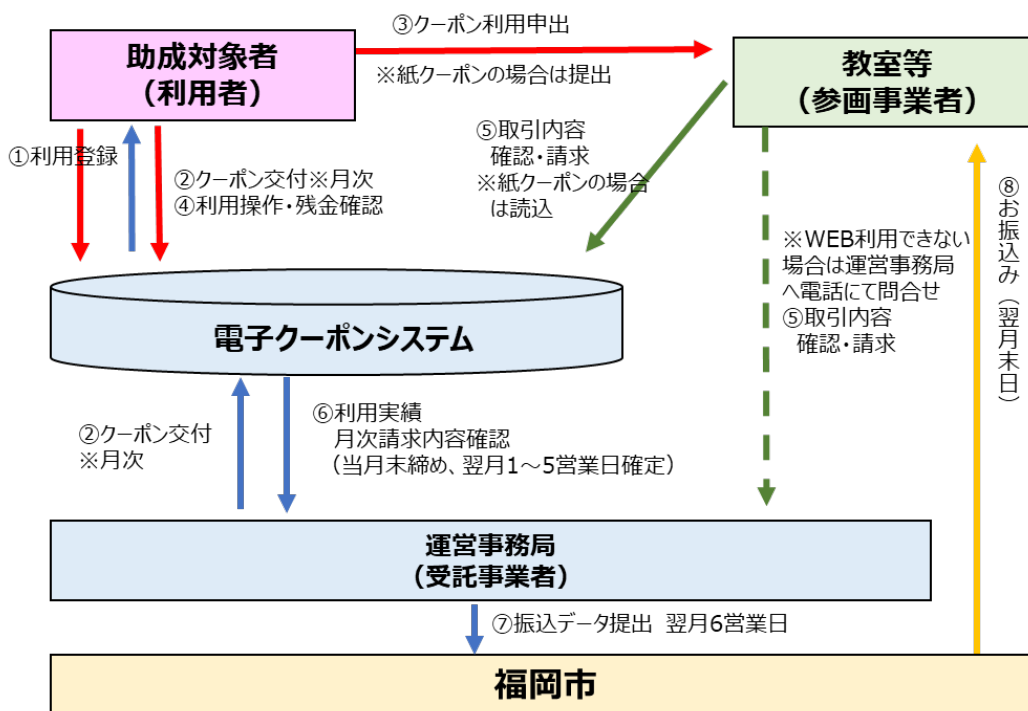
- ・暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が参画事業者の中に存在すると判明したとき。
- ・参画事業者（参画事業者の代表者その他参画事業者の経営に実質的に関与している代表者以外の個人を含む。）が、自らまたは第三者を利用して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて福岡市及び運営事務局の信用を毀損し、または業務を妨害したとき、その他これらに類する事態が生じたとき。
- ・その他、本募集要項に違反したとき。

② 登録取消後の処理

参画事業者は、登録取消後、ただちに参画事業者の負担において参画事業者であることを前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。また、登録取消後に利用者よりクーポン利用の申し出があった場合には、これを拒絶するとともに、当該利用者に対して参画事業者としての登録が取り消された旨を告知しなければなりません。

4. クーポンの利用・精算・入金方法について

クーポンの利用・精算・入金については下記のフローとなります。



【注意】 クーポン対象費用

- ① 初期費用（入会金、入学金、入塾テスト代等）
- ② 月謝、受講料
- ③ 試験料、学力テスト料等
- ④ 通信費用
- ⑤ 道具、教材、教具代
- ⑥ ユニフォーム、制服代
- ⑦ その他 福岡市が必要と認めるもの

※ 上記はレッスンや授業を受けるために参画事業者に支払うものに限り対象とします。参画事業者以外へ支払うものは対象外です。

(1) 電子クーポン利用時の流れ

- ① 助成対象者が電子クーポンシステムの利用登録を行う
- ② 運営事務局から助成対象者へ毎月1日に1万円のクーポンを付与
- ③ 助成対象者が利用教室を選び、直接教室等に申込を行う。その際クーポン利用額を申出。
※教室等への申込にはシステムは関与しません。契約等は直接行ってください。
- ④ 助成対象者にてクーポン利用操作を行い、指定金額を利用
※利用金額は1円単位にて指定が可能です。また、事前に参画事業者でメニュー登録された場合は設定された金額が反映されます。金額の誤入力を防ぐためにも、メニュー登録をお勧めします。
- ⑤ 参画事業者にてシステムにログインし、利用実績・金額等を確認（随時確認可能）
→利用者名や金額を確認し、間違いなければ翌月1営業日～5営業日に請求ボタンを押下（グループ登録の場合：グループ教室一括請求申請フォームを送信）してください。
※本事業ではクーポン保有者本人以外の利用を禁止しております。必ず教室利用者とクーポン利用者が同一人物であることをご確認ください。利用者名や金額に間違いがある場合、その他覚えのない利用実績が計上されているような場合は、請求ボタンを押さずに、システムより運営事務局までご連絡ください。
※WEB 利用ができない場合は運営事務局へご相談下さい。対応方法をお打合せさせていただきます。
- ⑥ 運営事務局にて当月1日～末日までに利用され、翌月1営業日～5営業日に請求ボタンが押下（グループ登録の場合：グループ教室一括請求フォームが送信）されたクーポンを集約し、支払いデータを作成します。（翌月6営業日までに作成）
- ⑦ 運営事務局から福岡市へ支払いデータを提出（翌月6営業日）
- ⑧ 福岡市から各参画事業者へ振込（翌月末日（土日祝日の場合は直前の営業日））

(2) 紙クーポン利用時の流れ

- ① 同上（事務局にて代理登録）
- ② 運営事務局から助成対象者へ紙クーポンを交付（郵送）
- ③④ 利用希望金額分の紙クーポンを参画事業者へ提出
- ⑤ 参画事業者で紙クーポンに表示されているQRコードを読み込み、利用者名等の確認を行いステータスを利用に変更。これにより管理画面にて利用実績が確認できます。
※WEB 利用ができない場合
運営事務局へご連絡いただき回収したクーポンの券番をご報告下さい。代行登録致します。
- ⑥⑦⑧ 同上

(3) 精算間隔・入金時期について

クーポン利用日を基準とした月次精算となります。上記(1)⑥のクーポンを集約し、翌月末日（土日祝日の場合は直前の営業日）にお振込みいたします。なお、振込手数料は福岡市が負担します。

例：①7/1(金)～7/31(日)利用、8/1(月)～8/5(金)請求ボタン押下クーポン→8/31(水)お振込み
②9/1(木)～9/30(金)利用、10/3(月)～10/7(金)請求ボタン押下クーポン→10/28(金)お振込み

※紙クーポンの場合は利用確認日基準となります。月末に回収して月初に利用確認処理をした場合は翌月利用扱いとなりますのでご注意ください。

5. クーポン利用に関する留意事項について

(1) クーポン利用に関する原則

- ・参画事業者は、利用者からクーポンの利用を求められた場合、参画事業者で一定の条件を定めている場合を除き、当該利用者を顧客として受け入れなければなりません。
- ・参画事業者は、利用者からクーポンの利用を求められた場合、「(3)クーポン利用の拒否」に定める場合のほかは、合理的な理由なくクーポンの利用を拒否してはなりません。
ただし、明らかに電子クーポンを利用可能な助成対象者が紙クーポンの利用を希望する場合、当該対象者に電子クーポンの利用を促すことは差し支えありません。
- ・参画事業者は「(3)クーポン利用の拒否」に定める理由でクーポンの利用を拒否した場合、速やかに運営事務局にその旨及びその理由を報告しなければなりません。
- ・参画事業者が利用者に提供するサービスは、利用者以外の生徒に提供するサービスと同一の内容のみとします。
- ・参画事業者が利用者に提供するサービスは、本事業の対象者のみを対象とするものではなく、広く利用者を募っていることが必要です。
- ・参画事業者がクーポンを利用する者に提供するサービス料金は、クーポンを利用しない生徒に提供するサービス料金と同一の設定である必要があり、クーポンを利用する生徒に対してのみ手数料等を上乘せすることは認められません。

(2) クーポン改ざん等への対応

- ・福岡市は、クーポンの改ざんやクーポンの適正な利用を妨げる事象が発生した場合、特定のクーポンを無効にすることがあります。
- ・クーポンの改ざん等が発覚した場合、福岡市または運営事務局から参画事業者に連絡することがあります。この連絡以降、参画事業者は、より厳重な注意をもってクーポンを確認しなければなりません。
- ・参画事業者はクーポンの改ざん等を発見した場合、速やかに福岡市または運営事務局にその旨を通知するとともに、流通防止に協力しなければなりません。

(3) クーポン利用の拒否

参画事業者は、次のいずれかに該当するときは、クーポンを提示したものに対するサービスの提供を拒否するとともに、直ちに福岡市または運営事務局に連絡し、これらの指示に従うものとします。

- ① 明らかに改ざん等と判断できるクーポンの利用を希望されたとき。
- ② クーポン利用を希望する者が明らかに不審であると思われたとき。
- ③ その他クーポンの利用等について不審があると思われたとき。

6. 支払いの取消・留保について

(1) 支払いの取消

福岡市は、参画事業者が次のいずれかに該当するときは、参画事業者に対し、クーポン利用にかかる支払いを行わないことができるものとします。また、これらの費用が支払い済の場合には、参画事業者は、福岡市の請求があり次第、直ちに返還しなければなりません。

- ① 「7(2)個人情報の保護等」に示す個人情報に関わる事故が発生した疑いがあるとき。
- ② 「3(2)登録の取消」のいずれかに該当する疑いがあるとき。

- ③ 参画事業者においてクーポンの不正取扱があったとき、または不正取扱をした疑いがあるとき。
- ④ 参画事業者が行ったクーポン利用にかかる請求が正当なものでないとき。
- ⑤ 「5(2)クーポン改ざん等への対応」、「5(3)クーポン利用の拒否」に反して、利用者へサービスを提供し、クーポンによりそのサービス対価の支払いを受けたとき。
- ⑥ 参画事業者の事情により、利用者に対するサービスの提供が困難になったとき。
- ⑦ 「3(2)登録の取消」により参画事業者の登録を取り消した日以降に、利用者へサービスを提供し、クーポンによりそのサービス対価の支払いを受けたとき。
- ⑧ その他、利用者へのサービスの提供が本募集要項のいずれかに違反して行われていることが判明したとき。

(2) 支払いの留保

福岡市は、次のいずれかの事由に該当したときは、当該事由が解消するまでの間、当該事由発生日以降、支払うべき金額の全部または一部の支払いを留保することができるものとします。

- ① 参画事業者が行ったクーポン利用にかかる請求に疑義があると福岡市が判断したとき。
- ② 参画事業者が「3(2)登録の取消」に掲げる事由に該当したとき、または該当するおそれがあると福岡市が認めたとき。
- ③ 参画事業者が行った利用者へのサービス提供について、「6(1)支払いの取消」のいずれかに該当するかまたはそのおそれがあると福岡市が認めたとき。

※ 支払い留保後に当該留保事由が解消し、福岡市が当該留保金の全部または一部の支払いを相当と認めた場合には、福岡市は参画事業者に対し、当該金員を支払うものとします。なお、この場合、福岡市は参画事業者に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払い義務を負わないものとします。

7. その他の留意事項について

(1) 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止

参画事業者は、参画事業者としての地位を第三者に譲渡したり、参画事業者の福岡市に対する債権を第三者に譲渡、質入等をしたりはできません。

(2) 個人情報の保護等

参画事業者は、次に定めるとおり、利用者等の個人情報を保護しなければなりません。

- ① 参画事業者は、利用者へのサービス提供を行ううえで、知り得た利用者に関する個人情報を厳重に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、福岡市の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示または漏えいしてはなりません。(利用者がクーポンを利用してサービスを利用しているという情報も「生活保護または児童扶養受給世帯」であることを示すものでもあるので、第三者にこの情報を提供、開示、または漏えいをしてはなりません。)
- ② 個人情報を利用者へサービスを提供する目的以外の目的に利用してはならず、利用目的が終了次第、速やかに参画事業者の責任において当該個人情報を破棄または消去しなければなりません。
- ③ 参画事業者は、自らの責任において、個人情報を第三者に閲覧・改ざん・破壊されることがないように必要な措置を講じて保管、管理しなければなりません。
- ④ 参画事業者は、故意・過失の有無にかかわらず、個人情報が第三者に提供、開示され、もしくは漏えいする事故が生じた場合、または事故が生じた可能性がある場合、直ちにその旨を運営事務局

に報告しなければなりません。

- ⑤ 福岡市及び運営事務局は、参画事業者に前項の事故が発生したと判断する合理的な理由がある場合、参画事業者に対して事故事実の有無、可能性の状況、その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、参画事業者はこれに応じなければなりません。
- ⑥ 参画事業者は、④の事故が発生した場合、その原因を詳細に調査のうえ、被害拡大の防止策および有効かつ十分な再発防止策を講じるとともに、その内容を福岡市に報告しなければなりません。
- ⑦ ⑥の調査及び再発防止策は、参画事業者の負担にて行うものとします。
- ⑧ 参画事業者の責に帰すべき事由により、④の事故が生じた結果、利用者、福岡市、運営事務局またはその他の第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負います。
- ⑨ ①から⑧にかかわらず、参画事業者は、個人情報の重要性に鑑み個人情報に関する各種法令の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失等の防止その他個人情報等の保護に必要な措置等を講じなければなりません。
- ⑩ 参画事業者は、自己の事業従事者その他関係者について、個人情報保護等の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければなりません。
- ⑪ ここに定める個人情報に関する義務は、本事業の終了後においてもその効力を有するものとします。

(3) 利用者との紛議等の解決

- ① 参画事業者は、サービスの内容、勧誘方法、広告方法、提供方法、その他の事由により利用者から苦情、要請、相談等があった場合、またはこれらにより利用者との間で紛議等が生じた場合、参画事業者の責任において、解決にあたらなければなりません。
 - ② 参画事業者は、サービスの提供において、事故等が発生し、利用者または第三者に損害を与えた場合、参画事業者の責任において解決するものとします。
 - ③ ①及び②の場合、福岡市及び運営事務局は一切の責任を負わないものとします。
- ※ 本事業は習い事の費用を、電子クーポンを介して助成するものであり、習い事の契約については関与いたしません。

(4) 損害賠償責任

参画事業者が本募集要項に違反した結果、利用者、福岡市、運営事務局またはその他の第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。

(5) その他

本募集要項の内容は福岡市の方針等により予告なく変更される場合があります。

8. 運営事務局について

本事業に関する問合せ等は下記の運営事務局へお問合せ下さい。

【申請・問合せ先】

福岡市子ども習い事応援事業 運営事務局

TEL：092-406-3108 FAX：092-451-0550

営業時間：年末年始（12/29～1/3）除く 9：00～18：00

※本事業は株式会社日本旅行及び Gigi 株式会社を受託運営しております。

※手書きの場合は、誰でも読めるハッキリと大きな字で記載ください

福岡市子ども習い事応援事業 参画事業者登録申請書

令和 年 月 日

(あて先)福岡市長

福岡市子ども習い事応援事業参画事業者として登録したいので、関係書類を添えて申請します。

(以下のチェック欄の内容を確認の上、同意等いただける場合はチェックしてください)

- 申請にあたって「福岡市子ども習い事応援事業参画事業者募集要項」に定める全ての項目に同意し、これを遵守することを誓約します。
上記募集要項に違反した場合、いかなる処分を受けても異議を申し立てません。

<基本情報>

Application form grid with fields for applicant type (法人, 任意団体, 個人), business name, address, contact info, and service type (教室型, 訪問型, 通信型).

<振込先口座情報> ※法人:「法人名義」または「法人名+法人代表者名義」、任意団体の場合:「団体代表者名義」または「屋号+団体代表者名義」、個人事業主:「申請者本人」または「屋号+申請者名義」

Bank account information form with fields for financial institution code, branch code, account name, and account number.